

**地域等におけるこどもの学習支援（無料塾等）業務委託に係る
企画提案募集要領（北部圏域）**

本公募は、令和 7 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、県議会において当初予算案が否決された場合、または今後予定されている沖縄振興特別推進交付金に係る国からの交付決定がなされなかった場合、契約を締結できないことがありますのでご留意願います。

次のとおり企画提案者を募集するので公告します。

令和 7 年 2 月 26 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 委託業務概要

地域等におけるこどもの学習支援（無料塾等）を実施するため、沖縄県子育て総合支援事業及び沖縄県子どもの健全育成事業を実施する。

ただし、当該事業による学習支援等の実施に当たっては、履行場所や時間帯、支援内容は一体として実施することから、企画提案も一つにまとめるものとする。

(1) 委託業務名

- ① 沖縄県子育て総合支援事業
- ② 沖縄県子どもの健全育成事業

(2) 支援対象

- ① 準要保護世帯
- ② 生活保護世帯、生活困窮世帯

※ 対象とする世帯は異なるが、学習支援等はそれぞれ同じ時間、同じ場所（教室等）で一体的に実施するものとする。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所（概ね 5 か所以上を想定）

沖縄県北部福祉事務所圏域（国頭村、本部町、大宜味村、今帰仁村等）

(5) 業務内容

別添沖縄県子育て総合支援事業実施要綱、沖縄県子どもの健全育成事業実施要領、実施要領、仕様書、概要資料を参照

(6) 予算額

委託料 42,072,800 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は、企画提案公募のために提示した金額であり、実際の契約金額ではない。

※ この募集要領は、令和 7 年度の業務に係る企画提案を募集するものであるが、令和 8 年度及び令和 9 年度も同事業の実施を予定していることから、令和 7 年度から令和 9 年度の 3 か年分を含めて企画提案すること。ただし、採択者に継続して契約することを保証するものではない。

2 委託事業の目的

沖縄県における子育て世帯の世帯所得は全国に比べ低く、母子世帯出現率等は全国一高い状況にあるため、経済的困窮世帯の子どもたちに対する学習支援や親に対する養育支援などを行い、貧困の連鎖の防止を図ることを目的とする。

3 応募資格

次の要件を全て満たす民間事業者（NPO 法人、一般財団法人、一般社団法人、会社等を含む。）又は複数の民間事業者からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に本社、又は事業所を有する者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか 1 事業者がこの要件を満たすこと。
- (2) 沖縄県内で生活保護世帯や困窮世帯等に対する学習支援等の実績がある者。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか 1 事業者がこの要件を満たすこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。また、同条第 2 項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 本事業の企画提案公募参加申込を提出した者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか 1 事業者がこの要件を満たすこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (7) コンソーシアムの場合は、以下の要件を全て満たすこと。

ア コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加していないこと。

イ コンソーシアムの構成員が単体として重複参加していないこと。

4 応募手続及びスケジュール

令和7年2月26日（水）	企画提案公募及び質問受付開始
令和7年3月4日（火）12時	必着質問事項受付締切
令和7年3月10日（月）16時必着	参加申込締切
令和7年3月12日（水）16時必着	企画提案書提出締切
令和7年3月27日（木）※予定	選定審査会
令和7年4月1日以降、選定結果通知及び見積提出・契約締結予定	

(1) 質問事項受付期間

ア 受付期間

公募開始から令和7年3月4日（火）12時まで（必着）

イ 質問方法

【様式6】「質問書」に記入し、FAX又はEメールのいずれかの方法により提出すること。（必ず受信確認を行うこと。）

ウ 質問に対する回答

質問のあった事項については、随時、沖縄県ホームページに掲載する。

（最終回答は令和7年3月6日（木）17時までに行う。）

(2) 企画提案公募参加申込

ア 申込期限

令和7年3月10日（月）16時必着

イ 提出書類

企画提案公募参加申込書【様式1】… 1部

ウ 提出方法

持参、郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）

エ 提出先

沖縄県こども未来部こども家庭課（県庁3階）

※ 企画提案公募参加申込書を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たしません。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和7年3月12日（水）16時必着

イ 提出書類

(ア) 企画提案応募申請書【様式 2】

(イ) 企画提案概要【様式 2-1】

(ウ) 企画提案書【様式は任意】

企画提案書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用し、次の各項目の記述を必須とする。
また「企画提案仕様書」の「8 委託業務の内容」を参照すること。
※ A4・表紙を除く 20 頁以内とし、片面印刷、ページ数を打つこと。

① 業務の実施方法

※ 教室の場所を示すこと。

※ 「仕様書」の「8 委託業務の内容」のうち「(16) その他」は分けて記載すること。

② 業務の実施体制・講師等へのフォロー体制

③ 業務スケジュール

(エ) 経費見積書【様式 2-2】「企画提案仕様書」の「9 経費の見積」を参照

(オ) 会社概要【様式 3】

(カ) 実績書【様式 4】

(キ) 誓約書【様式 5】

(ク) コンソーシアム協定書（コンソーシアムの場合に限る）

※ (エ)経費見積書の明細（任意様式）を別途添付すること。

※ (エ)経費見積書には、仕様書を参照の上、必要に応じて会場確保のための費用（礼金、家賃等）を積算すること。

※ コンソーシアムの場合、(オ)～(キ)については構成員ごとに作成すること。

ウ 提出部数

(ク)協定書は 1 部、その他については各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

エ 提出方法

(ア)から(キ)まではセットにして左端をホチキス等で綴り（A4 長辺側を穴開け）、(ク)は別綴りとする。持参又は郵送により提出するものとし、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとること。

オ 提出先

沖縄県こども未来部こども家庭課（県庁 3 階）

5 審査

(1) 第一次審査（書類審査） 令和7年3月中旬

沖縄県子ども未来部子ども家庭課において、企画提案書の申請状況に応じて一次審査（書類審査）を行い、上位3者程度を選定する。選定された業者に対しては、プレゼンテーションの日程を通知し、選定されなかった業者に対しては、結果のみを文書で通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 審査方法

沖縄県に設置する企画提案選定委員会において、提案内容や経費等について審査を行い、優れた提案者を上位として委託契約候補者の順位を決定する。

イ プレゼンテーション

(ア) 提出した企画提案書に基づき説明すること。

(イ) 会場への入場者は3名以内とし、各々20分間（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）でプレゼンテーションを行う。なお、応募状況によって各々の持ち時間を変更する場合がある。

(ウ) 複数の圏域に提案する場合はプレゼンテーション時間10分に、1圏域につき最大5分の延長を認める。

(エ) プレゼンテーションを行う日時等については、後日通知する。

(6) 委託事業者決定

令和7年4月1日（火）（予定）

(7) 委託契約締結

令和7年4月1日（火）（予定）

(8) 受講者募集

令和7年4月上旬（予定）

(9) 学習支援開始

令和7年4月上旬（予定）

6 企画提案に係る留意事項

(1) 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しない。

(2) 虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案書等は、無効とする。

(3) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。

- (4) 企画提案書の作成に要する費用等、企画提案に要する経費については、提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。
- (6) 企画提案に当たって、企画提案書等に連携先等の具体的な法人名称を使用する場合は、企画提案者が、当該法人等から了承を得ること。
- (7) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約を保障するものではない。
- (8) 事業の実施に当たっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (9) 令和6年度事業の引継ぎについて、本事業を令和7年度当初から円滑に運用するために、令和6年度の支援対象者のうち、令和7年度に継続して支援が必要な世帯等（以下「継続支援世帯等」という。）への対応、その他事業の引継ぎに必要な業務及び利用者情報等（以下「利用者情報等」という。）について、沖縄県及び令和6年度事業受託事業者である一般社団法人教育振興会との3者による協議の上、受託事業者が変更となることについて、継続支援世帯等からの理解、同意を得ることを含め、適切かつ厳正に引継ぎを行うこととする。

当該引継ぎに係る人件費等一切の費用については、受託事業者の負担とする。但し、令和6年度事業受託事業者側の人件費等の費用については、令和6年度事業受託事業者の負担とする。

7 委託候補者の選定方法

企画提案を行う応募事業者が多数の場合は、選定審査会に先立ち書類審査を行い、上位3者程度を選定する。

その後、県が設置する選定審査会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等について審査を行い、本事業の優先交渉の順位を決定し、当該第1位である法人等と本事業の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至った場合は、当該法人等と委託契約を締結する。

ただし、優先交渉順位第1位の法人等との協議が合意に至らなかった場合は、次順位の法人等と委託契約に関する協議を行う。

提出された企画提案書、審査内容及び審査経過等については公表しない。

8 結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して文書で通知する。

9 契約締結時の留意事項

(1) 契約締結の手続

ア 委託候補者を決定したときは、県は、改めて業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和 47 年規則第 12 号）に定める随意契約の手続により、委託候補者から見積書を取り、予定価格の範囲内であることを確認した上で委託契約を締結し、契約書を交わすものとする。

イ 契約に係る手続は、次項で示すそれぞれの支援対象に応じた担当課が行う。

ウ 委託契約の締結時に行う業務仕様書に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付すること。

ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

10 担当課

(1) 書類の提出先及び準要保護世帯等に対する学習支援（沖縄県子育て総合支援事業）に関する問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁 3 階）

沖縄県こども未来部こども家庭課（砂川、仲宗根、奥平）

TEL 098-866-2174 / FAX 098-868-2402

E-mail : aa022004@pref.okinawa.lg.jp

(2) 生活保護世帯等に対する学習支援（沖縄県子どもの健全育成事業）に関する問合せ先

沖縄県生活福祉部保護・援護課（宮城、呉屋）

TEL 098-866-2428 / FAX 098-866-2758

E-mail : aa031704@pref.okinawa.lg.jp